

高槻市障がい福祉サービス等事業者に対する

サービス継続支援事業費補助金の主な対象経費一例

・下記の内容を参考に交付申請をしてください。

・感染者の発生や濃厚接触者への対応が行われる以前に要した経費（例えば、あらかじめ購入した衛生用品にかかわる経費）は対象となりません。

・下記の内容は、過年度にて交付決定を行った対象経費の一例です。詳細は、国の「新型コロナウイルス感染症に係る障害福祉サービス事業所等に対するサービス継続支援事業（令和4年度第二次補正予算分）実施要綱【別添1】」を確認ください。

なお、本補助金の交付は、予算（国から市に交付される補助額）の範囲内で行います。

対象	対象外
<ul style="list-style-type: none"> ○ 緊急雇用に係る費用 <ul style="list-style-type: none"> ・人材募集の広告費用 ・派遣会社からの人材派遣に係る経費等 	<ul style="list-style-type: none"> ・感染により職員が退職したため新規雇用した職員の基本給与 ※基本給与は障がい福祉サービス等報酬が充てられるため 等
<ul style="list-style-type: none"> ○ 割増賃金・手当 <ul style="list-style-type: none"> ・感染者の発生や濃厚接触者への対応により生じた追加的業務にかかる割増賃金・手当 ・事業所で実施した際の消毒・清掃に要した超過勤務手当 ※他事業所への応援派遣に係る費用も含む ※手当等の水準については、社会通念上適当と認められるものであること 等 	<ul style="list-style-type: none"> ・感染者の発生していない平常時の超過勤務手当 ・平常時から支給されている通勤手当など ・感染した職員への見舞金 等
<ul style="list-style-type: none"> ○ 消毒・清掃費用 <ul style="list-style-type: none"> ・箒（使い捨てに限る） ・ちりとり（使い捨てに限る） ・雑巾（使い捨てに限る） ・ゴミ袋（使い捨てに限る） ・消毒シート、消毒液 	<ul style="list-style-type: none"> ・要因解消以降も使用できるもの（消毒・清掃機器・繰り返し使用可能なゴミ箱等） ※いわゆる使い捨てでないもの。 等

<ul style="list-style-type: none"> ・清掃業務の委託費用 ・リネンサプライ等のクリーニング費用 ・対象事業所となった要因が解消するまでの間に係る事業所の消毒費用 ・事業所で実施した際の消毒・清掃に要する需用費 <p>等</p>	
<p>○ 衛生・防護用品 の購入費用</p> <ul style="list-style-type: none"> ・マスク（N95 マスク等） ・手袋（ポリグローブ、NPV グローブ等） ・防護用品（ガウン、不織布つなぎ服、使い捨て防塵服、ゴーグル、フェイスシールド、使い捨てキャップ、シューズカバー等） ・清拭クロス ・ドライシャンプー ・消毒用品（薬用ハンドソープ、石鹸、消毒液、アルコールウェットティッシュ、次亜塩素酸水等） ・ペーパータオル ・使い捨ての食器 <p>等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・体温計 ・パルスオキシメーター ・二酸化炭素濃度計 ・パーティション、アクリル板 ・ポータブルトイレ ・ブラシ、バケツ等の器具や備品 ・スプレーボトル ・おむつ ・感染収束後も繰り返し使用できるもの（ゴミ箱、食器） ・家具、家電（空気清浄機、掃除機、加湿器、除湿器、衣類乾燥機等） ・医療用品（酸素ボンベ、吸入器） ・消臭剤（除菌作用があるものも含む）、うがい薬 ・清掃用品（合成洗剤、掃除シート等） ・自治体が負担する衛生用品の購入費用 <p>等</p>

上記のほか、交付申請に当たり、対象経費か判断に悩むものがありましたら、事前に障がい福祉課までお問い合わせください。